



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成31年 4月 5日 金曜日 第3066号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（循環型社会推進課）... 303

告 示

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....（経営支援課）... 304

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（ " ）... 305

土地改良区清算人の就職の届出.....（農地整備課）... 305

肥料の登録.....（農産園芸課）... 306

漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....（水産課）... 306

公共測量の終了の通知.....（道路維持課）... 306

土地改良区の定款変更の認可.....（東予地方局農村整備課）... 306

道路の区域変更（県道八幡浜三瓶線）.....（南予地方局八幡浜土木事務所）... 306

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 306

公 告

農業振興地域の指定の変更.....（農政課農地・担い手対策室）... 307

行政情報処理端末機等の借入れ.....（警察本部会計課）... 307

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）... 308

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第29号

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 4月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第3条、第15条関係）			別表第1（第3条、第15条関係）		
項 目	基準値	測 定 方 法	項 目	基準値	測 定 方 法
省略			省略		
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
省略			省略		
備考 1～3 省略			備考 1～3 省略		

4 この表の1,2 ジクロロエチレンの濃度は、規格 K 0125 の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法により測定されたシス体の濃度と規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第 2 (第 4 条、第 14 条関係)

項 目	基準値	測 定 方 法
省略		
1,2 - ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
省略		

備考

1・2 省略

3 この表の1,2 ジクロロエチレンの濃度は、規格 K 0125 の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法により測定されたシス体の濃度と規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第 2 (第 4 条、第 14 条関係)

項 目	基準値	測 定 方 法
省略		
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.04ミリグラム以下	規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
省略		

備考

1・2 省略

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年 6月 1日から施行する。
(土砂基準及び水質基準に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第 2号。以下「条例」という。)第 9 条又は第 14 条第 1 項の許可の申請をしている者の当該申請に係る特定事業区域内の表土に係る土砂基準については、改正後の愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に土砂等の埋立て等をしている者(次項に規定する者を除く。)又は土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供して当該土砂等の埋立て等をされている者の当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等に係る条例第 7 条第 2 項の土砂基準及び当該土砂等の埋立て等に供し、又は供された区域内の浸透水に係る同条第 3 項の水質基準については、新規則別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に条例第 9 条の許可を受けている者又は同条の許可の申請をしている者でこの規則の施行の日以後に当該許可を受けたものの当該許可に係る特定事業に使用された土砂等に係る条例第 7 条第 2 項の土砂基準及び当該許可に係る条例第 17 条第 4 項の特定事業区域内の土壌中の土砂等の土砂基準並びに当該許可に係る特定事業区域内の浸透水に係る条例第 7 条第 3 項及び第 17 条第 4 項の水質基準については、新規則別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(水質検査及び土壌検査に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に条例第 9 条の許可を受けている者又は同条の許可の申請をしている者でこの規則の施行の日以後に当該許可を受けたものの当該許可に係る特定事業区域内の水質検査及び土壌検査の項目及び測定方法については、新規則別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第292号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項の規定による届出があつたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成31年 4月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
m a c 重信店
東温市樋口字前川甲 1357 番地 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
株式会社大屋
西条市西田甲 590 番地 2
代表取締役 伊藤 慎太郎
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社大屋

西条市西田甲590番地2

代表取締役 伊藤 慎太郎

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年11月26日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1 267平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

50台

イ 駐輪場の収容台数

20台

ウ 荷さばき施設の面積

32平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

8立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後12時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午前0時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成31年3月25日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第293号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成31年4月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
セブンスター石手店	松山市石手一丁目甲260番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社セブンスター ほか4者	株式会社セブンスター ほか4者	平成31年3月13日 ほか	平成31年3月25日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第294号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人朝倉村土地改良区から次のとおり清算人が就職した旨の届出があった。

平成31年4月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

氏 名	住 所
清 水 重 鬼	今治市古谷甲95番地 1
越 智 友 雄	今治市朝倉上甲2052番地 4
越 智 存	今治市朝倉上甲87番地
曾我部 洋 三	今治市朝倉上甲693番地
渡 辺 隆 弘	今治市朝倉上甲920番地
越 智 修 三	今治市朝倉上甲1509番地 1
加 藤 和 敏	今治市朝倉上甲1096番地 3
渡 邊 正 記	今治市朝倉上甲2787番地 2
永 井 房 一	今治市朝倉南甲374番地
長 井 三 造	今治市朝倉南乙113番地 7
仙 波 洋 二	今治市朝倉南甲312番地
武 田 博 志	今治市朝倉北甲368番地
白 石 良 光	今治市朝倉下甲820番地 1
南 条 泉	今治市朝倉下甲1182番地
南 条 紀 男	今治市朝倉下甲1179番地
越 智 等	今治市山口甲203番地 2
窪 田 悟 師	今治市古谷甲759番地 3
越 智 修 二	今治市朝倉上甲2154番地
阿 部 正 人	今治市朝倉北甲434番地
白 石 浩 二	今治市朝倉下甲917番地 2

					及びその他の制限事項は、公定規格のとおり
--	--	--	--	--	----------------------

○愛媛県告示第296号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成31年 4月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成31年 4月 5日から18日まで

○愛媛県告示第297号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 4月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（数値地形図修正）
- 2 作業期間 平成30年 4月20日から
平成31年 3月25日まで
- 3 作業地域 新居浜市域

○愛媛県告示第298号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、今治市蒼社川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成31年 4月 5日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

○愛媛県告示第295号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成31年 4月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成31年3月28日	愛媛県第1295号	混合有機質肥料	さとのポカシ	窒素全量 5.5 りん酸全量 4.5	含有を許される有害成分の最大量	宇和鉱業株式会社 西予市野村町野村5号111番地

○愛媛県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 4月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	八幡浜三瓶線	八幡浜市五反田2番耕地1424番9	旧	メートル 10.0~17.0	キロメートル 0.023	
		八幡浜市五反田2番耕地1424番10	新	10.0~21.0	0.023	

○愛媛県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 4月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜三瓶線	八幡浜市五反田2番耕地1424番地10	平成31年4月5日

公 告

○公 告

農業振興地域の指定（西予市）（平成16年8月27日付け公告）の一部を次のように変更する。

平成31年4月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

2を次のように変更する。

2 区域

西予市のうち、次の図面を赤色で着色した部分（都市計画法（昭和43年法律第100号）の用途地域、自然公園法（昭和32年法律第161号）の国立公園の特別地域及び農用地等として利用できない森林）を除いた区域

（図面省略）

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局に備え置いて縦覧に供する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成31年4月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
行政情報処理端末機等の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
行政情報処理端末機等一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、業務、アプリケーション一式、搬入・据付け・配線・調整等一式を含む。）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成31年10月1日から平成37年9月30日まで
- (5) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 借入物品の修理に係る体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934 0110
 - (2) 入札書の受領期限
平成31年5月16日（木）午後1時30分
 - (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
 - (4) 開札の日時及び場所
平成31年5月16日（木）午後1時30分
愛媛県警察本部2階 第一会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (4) 事前提出書類の受領期限
公告の日から平成31年5月9日（木）午後5時15分まで。
 - (5) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否
要
 - (7) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased:
Administrative Information processing terminal unit and others , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m. , 16 , May , 2019
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成31年 4月 5日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - (1) 選挙権を有する者の総数 1,166,823
 - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,337
 - (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 245,853
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	43,825	14,609
南宇和郡	19,034	6,345
松山市・上浮穴郡	437,413	139,569
今治市・越智郡	140,679	46,893
宇和島市・北宇和郡	77,879	25,960
八幡浜市・西宇和郡	37,906	12,636
新居浜市	100,351	33,451
西条市	91,715	30,572
大洲市・喜多郡	51,414	17,138
伊予市	31,521	10,507
四国中央市	73,959	24,653
西予市	32,891	10,964
東温市	28,236	9,412